

大学設置基準等に関する論点（例）

1. 当面検討が必要な論点（例）

○基準の明確化や一覧性の向上

- ・ サテライトキャンパス、別地キャンパス
- ・ 教員の専任性
- ・ 大学院大学の校地校舎に関する基準（→主に大学院部会で審議）

○学修の実質化、単位の実質化

- ・ 単位と学修時間の考え方
- ・ 授業以外の学修の単位認定

○グローバル化の推進（→主にグローバルWGで審議）

- ・ 外国大学とのジョイント・ディグリー
- ・ 海外サテライトキャンパス

○ガバナンス体制の強化（→主に組織運営部会で審議）

- ・ 専門的なスタッフの育成

2. 中長期的な検討課題（例）

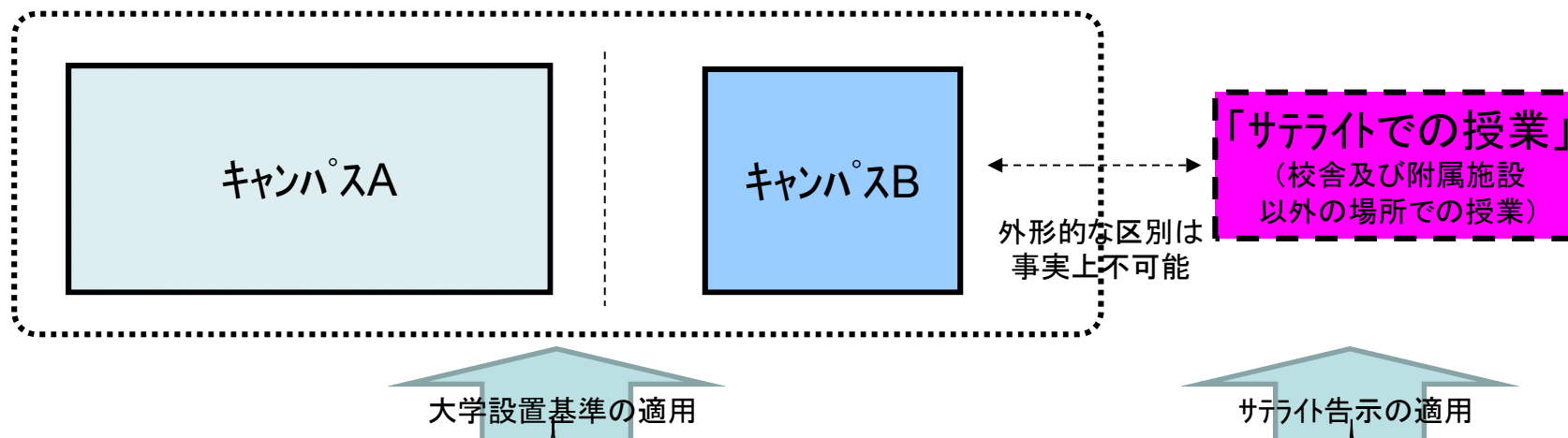
○学位プログラムへの移行

- ・ 組織ごとの収容定員に基づく教員組織、校地校舎等の基準から、学位プログラムに基づく基準への転換

○設置基準の役割の見直し

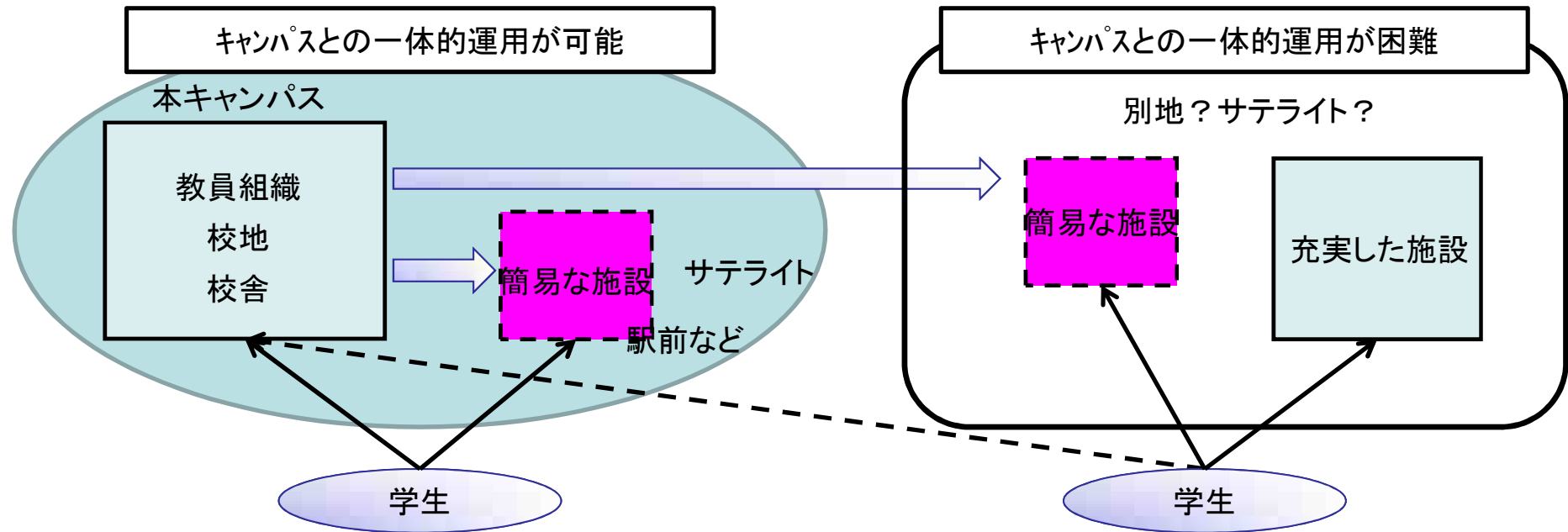
- ・ 最低基準である設置基準だけでなく、目指すべき基準の設定
- ・ 設置認可の基準と認証評価の基準の区別

各種キャンパス等の大学設置基準上の要件



教員組織	①学部の種類等に応じた教員数＋ ②大学全体の収容定員に応じた教員数 (大学設置基準第7条1項) ※専任教員については、組織(学部)ごと及び大学全体の合計値に基づいて判断。	それぞれの校地ごとに必要な教員を置く。 (各校地に、原則として専任教員を1人 以上配置)(大学設置基準第7条4項)	(教員組織に関する規定なし)
施設及び設備	・空地、運動場 ・学長室、会議室、事務室 ・教室(講義室、演習室、実験・実習室 等)、研究室、情報処理施設、語学学習 施設、体育館 ・図書館(閲覧室、レファレンスルーム、整理室、 書庫) ・医務室、学生自習室、学生控室 ・図書等の資料の収集・整理・提供 ・必要な種類及び数の機会、器具、標本 ○校地面積＝収容定員数×10㎡＋付 属病院面積 ○校舎面積＝学部の種類に応じた面積 (大学設置基準第34条～40条)	それぞれの校地ごとに教育研究に支障 のないよう必要な施設及び設備を備える ものとする。(大学設置基準第40条の2) ※校地、校舎面積については、複数 キャンパスの合計値に基づいて判断。	教育にふさわしい環境を有し、学生自 習室その他の施設及び図書等の施 設が適切に整備されていること。(大 学設置基準第25条4項、告示4号)

別地キャンパス・サテライトキャンパスの現状



キャンパスと一体的に運用されている別地・サテライト

○**キャンパスと一体的に運用**されており、学生は必要に応じて図書館等キャンパスにある施設を利用できる。また、教員も普段はキャンパスの研究室等で研究を行いながら、授業開講日には別地・サテライトに出向いて授業を行う。

○別地・サテライトにおける**施設は比較的簡易**な場合が多い。

○別地・サテライトにおける学修のみで**学位取得が可能**な場合が多い。

キャンパスと独立的に運用されている別地・サテライト

○キャンパスとの間に相当距離があり、**独立的に運用**されている。一般に、学生はキャンパスにある施設を利用することではなく、必要な図書等は郵送で取り寄せることもある。また、教員もキャンパスから必要な場合だけ別地・サテライトに向かう場合や、実質的に別地・サテライト専属の教員で運用されている場合がある。

○別地・サテライトにおける**施設は比較的充実**している場合が多いが、簡易な場合もある。

○別地・サテライトにおける学修のみで**学位取得が可能**な場合が多い。

※上記以外にも、例えば大学コンソーシアム京都のように、複数大学が共同で運営しているサテライト施設のように多様な事例がある。 2

【サテライト・キャンパス関係】

○「サテライト・キャンパス」について、**法令上詳細な規定が設けられていない**。そのため、利便性の高い場所で社会人等を対象にして柔軟な形で授業を行うなどの効果が認められる一方、施設が狭隘であったり、十分な設備がないまま、教育研究活動が行われている場合もあるなど、課題も出ている。

○現状では、「サテライト・キャンパス」における学修のみで、キャンパスを利用することがなくても、**学位を取得することが可能**となっている。

○キャンパスでの履修や図書館等の施設の利用が想定できないような、キャンパスから**独立的に運営**されている「サテライト・キャンパス」も現れている。

○「サテライト・キャンパス」が学則等に規定されていない場合には、学生や関係者にとって、大学の教育研究活動がどこで展開されているのかを**把握することが困難**。

【別地キャンパス関係】

○「**合算**」の運用を行っているため、地方や郊外に広いキャンパスがあれば、都心の狭隘なキャンパスで教育研究活動を展開することが可能となっている。

○制度上、「別地キャンパス」と「サテライト・キャンパス」を**区別する方法がない**。

関係規定

サテライト・キャンパス関係

○大学設置基準

(授業の方法)

第二十五条

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

○大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

別地キャンパス関係

○大学設置基準

(教員組織)

第七条

4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。